

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年2月17日

北海道知事 鈴木 直道

第1 公募型プロポーザル方式に付す事項

1 委託業務名

【地方創生推進交付金】

潜在人材掘り起こし推進事業委託事業

2 委託業務の目的

本道経済を支える人材を確保するため、地域の関係機関と連携し、潜在人材（就業も求職活動も行っていない女性、高齢者、障がい者）の掘り起こし（就業意欲を喚起し、求職活動を行う状態にする）を行うとともに、人手不足の中小企業における潜在人材が就業しやすくなる就業環境整備を支援し、潜在人材と人手不足企業をマッチングすることで、潜在人材の就業促進と人手不足の解消を図るモデルを形成する。

3 対象者及び対象地域

(1) 対象者

ア 潜在人材

就業も求職活動も行っていない女性、高齢者、障がい者。

イ 求人創出企業

人材の確保が困難な企業であり、本事業により、潜在人材が就業しやすくなる就業環境整備による求人の創出を希望する企業。

(2) 対象地域

本事業は、本道における潜在人材の掘り起こしを行うとともに、人手不足の中小企業における就業環境整備を支援し、潜在人材と人手不足企業をマッチングすることで、潜在人材の就業促進と人手不足の解消を図るモデル事業として、帯広市、北見市の2カ所を選定して実施することとする。

4 業務の内容

(1) 潜在人材の掘り起こし（女性・高齢者）

新型コロナウイルス感染症対策に留意の上、自治体等の関係機関等地域のサークル（母親、シニア等）主催者と連携し、これらの者が開催する既存のセミナーやイベントのうち、対象とする層が多く集まることが期待されるものにコーディネーターを派遣する。ただし、新型コロナウイルスの影響を受け、セミナー等の開催が中止される場合には、潜在人材の就業意欲喚起に資するその他の活動を認める。（例えば、オンラインセミナーの合同開催など）

コーディネーターは意欲喚起のための呼びかけや、個別相談及び後記（3）にて作成の求人情報、後記（4）にて記載の求人創出により確保した求人の提供等により、就業意欲を喚起し、求職活動を行う状態にする。

回数：14回以上（1カ所あたり）

対象者：就業も求職活動もしていない女性、高齢者

(2) 潜在人材の掘り起こし（障がい者）

新型コロナウイルス感染症対策に留意の上、地域の就労継続支援B型事業所へのPR・広報活動（後記（3）にて作成の求人特集パンフレットの配布）等により就業意欲を喚起し、求職活動を行う状態にする。

(3) 潜在人材層が就業しやすい求人情報の作成と提供

短時間・軽作業等潜在人材が就業しやすい求人に関する情報を集約の上、オンラインや紙媒体で提供できる形式にし、前述（1）に掲げるコーディネーター派遣への活用、地域包括支援センター等対象とする層が多く集まる場所への配架、SNSでの発信等を行う。

(4) 求人創出

人手不足の中小企業の中から参加企業を募集・選定し、新型コロナウイルス感染症対策に留意の上、コー

ディネーターが当該企業へ訪問し、潜在人材が就業しやすくなる就業環境整備を支援することで、短時間業務等を切り出し、潜在人材のニーズに合った求人を出す。

回数：7回以上（1カ所あたり）

対象企業：人手不足解消に向け、業務の見直しに積極的に取り組む企業（1カ所5社以上）

内容：地域の自治体や経済団体等から情報提供を受けた中小企業や自ら参加を希望する中小企業を選定のうえ、当該企業へ訪問し、潜在人材が就業しやすくなる就業環境整備を支援することで、潜在人材のニーズに合った求人を出す。

(5) テレワーク希望人材の掘り起こし

新型コロナウイルス感染症対策に留意の上、前述(1)～(2)の人材のうち、テレワークでの就業を希望するものをニーズ等の聴き取りから掘り起こし、自宅環境の整備や、テレワーク業務に一般に必要なと思われる知識の取得（データ集計・管理やSNSによる情報発信等）に向けた支援を行う。

(6) テレワーク求人の創出

新型コロナウイルス感染症対策に留意の上、コーディネーターが当該企業へ訪問し、就業環境を整備し、テレワーク業務の切り出し等を行い、前述(5)の人材に合った求人を出す。なお、本項については地域によらず、全道企業を対象とする。

(7) フォローアップ

ア 掘り起こされた人材に対して

(女性・高齢者)

- ・地域で開催される合同企業説明会等への参加を誘導
- ・ハローワーク、シルバー人材センター、マザーズキャリアカフェ等への登録を誘導

(障がい者)

- ・ハローワークや障がい者就業・生活支援センターへの登録を誘導

イ 企業に対して

- ・潜在人材のニーズに合った労働条件等の見直しによる求人の創出への支援
- ・創出した求人情報をハローワーク等マッチング機関に登録するための支援
- ・既存の合同企業説明会への出展を誘導

ウ その他

- ・掘り起こした潜在人材と創出した求人のマッチング支援、就業までの伴走支援を実施

(8) プラットフォームとの連携

北海道は、本事業を効果的に実施するため、また、事業終了後、地域の関係機関により本取組が自走できるよう、地域の自治体や経済団体、地域のNPOや任意団体、公共職業安定所、シルバー連合会、マザーズキャリアカフェ、民間人材紹介事業者等、事業実施に関わる関係機関と連携してプラットフォームを形成し、進捗管理、連携強化のための働きかけを行う。

受託者は、プラットフォーム参加機関の機能を活用した事業の周知やハローワーク等マッチング機関と連携し、掘り起こした潜在人材と創出した求人のマッチングにつなげる。

4 契約期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

第2 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

1 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

2 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していること（届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

第3 参加資格の審査

- 1 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、(1)から(5)までに定めるところにより、第2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - (1) 提出書類
参加表明書及び添付資料
 - (2) 提出部数
1部
 - (3) 提出期限 令和5年3月10日（金）午後5時（必着）
 - (4) 提出場所 北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係
住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階
電話番号 011-204-5354（ダイヤルイン）
F A X 011-232-1038
担当 谷
 - (5) 提出方法 持参（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）
- 2 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

第4 説明書の交付に関する事項

- 1 交付期間 令和5年2月17日（金）から令和5年3月10日（金）まで
- 2 交付場所 第3の1（4）の場所で交付する。
また、北海道（雇用労政課）のホームページからダウンロードすることができる。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/index.htm>

第5 企画提案書の提出

- 1 提出期限 令和5年3月17日（金）午後5時（必着）
- 2 提出場所 第3の1（4）に同じ
- 3 提出方法 持参（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

第6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

第7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

第8 企画提案の審査基準

- 1 企画提案者の適合性
- 2 企画提案の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性
- 3 道施策との整合性

第9 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

第10 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- 1 名 称 北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係
- 2 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階
- 3 電話番号 011-204-5354（ダイヤルイン）

第11 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- 2 契約書作成の可否
要する
- 3 企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。
- 4 提案者の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 5 審査結果及び特定者は、公表する。
- 6 詳細は、説明書による。